

コード	401030202
記入日	H24.5.30

課コード	116
課名	水産課
課長名	太田 均
担当者	横道 藤隆

事業評価表【事後評価】

作成年度	平成 24 年度
------	----------

評価対象事業名称	道土井漁港木製棧橋補修補助事業
----------	-----------------

事業種類	単年度事業
事業期間	平成 23 年度 ~ 平成 23 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	4	政策名称	自立する産業の育成、雇用の確保	款コード	6
施策コード	401	施策名称	水産業の振興	項コード	3
基本事業コード	40103	基本事業名称	水産業基盤整備の推進	目コード	2
事務事業コード	4010302	事務事業名称	町単独事業費	細目コード	845
関連計画	法令・条例規則等		新上五島町水産業補助金交付要綱		

計画 (PLAN)

※単年度事業及び単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。

対象：誰、何を対象にしているのか		対象指標：対象の大きさを表す指標				
(対象1) 漁協		(対象指標1)	1漁協			
(対象2)		(対象指標2)				
事業の概要：具体的なやり方、手順、詳細を記入		活動指標：事務事業の活動量を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）				
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
・上五島町漁協管内道土井地区において燃油給油時に使用する浮棧橋が年数経過による老朽化と波浪等の影響による傷みにより使用できなくなっている、そこで安全に給油できるようにする為の補修費に対して、補助金を交付する。	・道土井地区の浮棧橋を補修することにより、安全に給油できるよう補助金を交付した。	*****	*****	*****	補助金交付件数÷ 補助金申請件数	*****
		① 補助金交付件数	1件	100%		平成23年度
		(達成率分析)	交付申請どおり決定し、補助金を交付した。			
		②				
		(達成率分析)				
目的：何をしたいのか		成果指標：目的の達成度を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）				
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)
・老朽化して使用できなくなった浮棧橋を補修し、給油時の安全を図る。		*****	*****	*****	事業実績÷ 事業計画	*****
		① 補修資材	1.0式	100%		平成23年度
		(達成率分析)	事業完了により目的が達成された。			
		②				
		(達成率分析)				

実施 (DO)

※単年度事業及び単年度繰返事業については、評価実績年度及び全体計画欄のみ記載する。

	単位	全体計画 H 23 ~ H 23		22年度以前	23年度	
		計画	実績	実績	計画	実績
活動指標	① 件	1	1		1	1
	②					
成果指標	① 式	1.0	1.0		1.0	1.0
	②					
総事業費 C (A+B)	千円	900	900		900	900
直接事業費 A	千円	200	200		200	200
人件費 B	千円	700	700		700	700
内訳	従事職員数	人	0.1	0.1	0.1	0.1
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000
財源内訳	国補助金	千円				
	県補助金	千円				
	起債	千円				
	その他	千円				
一般財源	千円	900	900		900	900

評価 (CHECK)

※理由の欄は必ず記載すること。

1 次 評 価	妥 当 性	・時代情勢、社会環境の変化及び住民のニーズを考慮しても、事業を行う必要がありましたか。	● はい いいえ	理 由	燃油の給油は漁業活動を行ううえで必要不可欠なものであり、整備する必要があった。
	有 効 性	・事業の目的は達成されましたか。	● はい いいえ	理 由	燃油給油時の安全が確保された。
	効 率 性	・より少ない費用や業務量で事業や活動が効率的に実施できましたか。	● はい いいえ	理 由	事業主体は、町の契約事務に準じて適正に事務を行い、効率よく実施できた。

改善 (ACTION)

1 次 評 価	○今後の関連事業に対する改善点（事業方法の検証・事業の成果等の検証を踏まえて、今後の関連事業等に対する改善点）	
	特になし。	
1 次 評 価	○目的が達成されていない場合の課題と改善策（目的が達成されていない場合、また、課題が継続している場合の改善策）	
	目的は達成された。	
2 次 評 価	漁協の運営に資する事業で水産業の振興を図るものである。引き続き漁協に対する補助については、十分協議のうえ適正に執行すること。	

3次評価 住民等の意見	
町の対応	

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。